

松江市現場改善（省エネ対策）支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市の交付する松江市現場改善（省エネ対策）支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、市内に事業所を有するものをいう。
- (2) 現場改善 製造現場にある生産設備（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第3号に規定する機械及び装置であって、製造業の用に直接供するものをいう。）又はユーティリティ設備（製造現場の運転に必要な電気、水、圧縮空気、燃料、窒素等を供給し、又は循環する設備をいう。）のエネルギー効率向上を目的とした現場の改善をいう。

（補助の対象等）

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市現場改善（省エネ対策）支援事業補助金
補助金交付の目的	エネルギー価格高騰への対策として、中小企業者が省エネルギー化を目的とする現場改善に要する経費の一部を補助することにより、中小企業者の経営を支援することを目的とする。
交付の対象である事業の内容	製造現場におけるエネルギー価格高騰の影響による負担を軽減するための現場改善
補助対象経費	(1) 現場改善に要する経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。ただし、40万円を下限とする。 (2) この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受ける場合は、当該他の補助金等の額を控除した額を補助対象経費とする。
交付の率又は金額	補助対象経費の2分の1の額（1,000円未満切捨て）。ただし、300万円を上限とする。
補助事業者の範囲	製造業を主たる事業として営む中小企業者であって、市税を滞納して

	いないもの
終期	令和7年3月31日

(交付の申請)

第4条 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 導入する設備等の内容等が分かる書類の写し
- (3) 導入する設備等に係る見積書及びその明細の写し
- (4) 直近2期分の決算書の写し

(実績報告)

第5条 規則第12条第1項第3号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 補助対象経費に係る請求明細の分かるもの
- (3) 領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの
- (4) 市税に滞納がないことが分かる証明書

2 前項第4号の証明書は、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、誓約及び同意書をもって代えることができる。

(現地調査)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請及び実績報告に際し、必要に応じて市による現地調査を受けることとし、改善前の状況及び改善後の効果の確認に協力しなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。